

公 共 事 業 の 事 前 評 価 書

(直轄地すべり防止事業等の事前評価)

平成 1 9 年 8 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

平成20年度新規着工を要求する次の事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評価実施地区数
直 轄 事 業	直轄地すべり防止事業	1
小 計		1
緑資源機構事業	特定中山間保全整備事業	1
小 計		1
計		2

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、四国森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局一覧表 [別添1](#)）
- ② 緑資源機構事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成19年4月から平成19年8月

3 評価の観点

本評価においては、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、費用対効果分析の概要、チェックリスト及び判定基準（[別添3](#)）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。

結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

平成19年3月に農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・ 林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、有効性、効率性の観点から総合的に評価を行うこと
- ・ 平成19年度の新規採択地区において多段階評価方式を試行し、平成20年度の新規採択地区の評価から導入すること

委員構成は、第三者委員会名簿（[別添4](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしている。

（問合せ先一覧表 [別添5](#)）

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、直轄事業についての評価に用いたデータ等については各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、有効性、効率性が認められるとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。